

平成30年4月

北海道が国民健康保険の運営に加わります



国民健康保険（国保）制度は、これまで市町村単位で運営しており、各市町村が医療給付や保険税の賦課・徴収、保険税率の決定など、全ての業務を行ってきました。

平成30年4月から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業をめざす国民健康保険運営の中心的な役割を担い、制度の安定化をめざすこととなります。

▶ 問い合わせ 国民健康保険グループ (☎ 011-771)

これまでの国民健康保険制度の課題

国保制度は、日本に居住する人全員が何らかの医療保険に加入する国民皆保険制度の一つとして、これまで市町村が、加入者の納める保険料（税）などで、医療費などを賄い、運営してきました。

しかし、医療費は、医療技術の進歩により、高度な医療が受けられるようになることで高額化し、また全国的な高齢化の進展などで、年々増加している傾向にあります。

また、国保は、他の医療保険と比べて、『高齢者の割合が高く、医療費水準も高い』、『加入者の所得水準が低い』、『小規模な自治体になればなるほど、財政規模が小さく、高額な医療費が発生した場合などに運営が不安定になるリスクが高く、実際に財政赤字の市町村国保も多く存在する』などの課題を抱えています。

そこで、平成27年5月に『持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律』が成立し、平成30年4月から都道府県も国保保険者に加わり、財政運営の責任主体として市町村と共に国保運営を担っていくことになりました。

国保制度の運営に都道府県が加わることで、これまでの市町村単位から都道府県単位での加入者で医療費を賄うことに

なり、高額な医療費が発生した場合の負担が分散されると共に、市町村ごとに行っていた一部の事務をまとめて行い、効率化を図ることで、国保制度の安定化が見込まれます。

平成30年4月からの変更点

○役割分担

国保の運営に北海道が加わることで、これまで登別市が行ってきた役割を北海道と分担することになります。

北海道は、道内の保険給付などに必要な費用を推計して市町村ごとに負担する額（国保事業費納付金）を決定したり、道内の市町村ごとの負担金を納めるための標準保険料（税）率を算定したりします。

登別市は、引き続き加入者の状況などを把握しながら、特定健康診査の受診率向上に向けた取り組みを行うなど、きめ細かな保健事業や各種手続きの窓口業務を行います。

○国民健康保険税率の決定方法

今後は、北海道から示された『国保事業費納付金を納めるために必要な保険税率』と『標準的な保険税率』を参考に登別市の保険税率を決定します。

国保事業費納付金は、各市町村における加入者の所得や医療費水準により、増減する仕組みとなっているため、所得や

平成30年4月以降の登別市と北海道の主な役割

	財政運営に関すること	資格管理に関すること	保険税に関すること	給付に関すること	保健事業に関すること
登別市	国保事業費納付金を都道府県に納付	加入者の皆さんの資格の管理	●標準保険料（税）率を参考に保険税率を決定 ●保険税の賦課・徴収	保険給付の審査・決定	加入者の特性に応じたきめ細かな保健事業の実施
北海道	●市町村ごとの国保事業費納付金を決定 ●財政安定化基金の設置・運営	事務の効率化や広域化などの推進	市町村ごとの標準保険料（税）率を算定・公表	●給付に必要な費用の市町村への支払い ●保険給付の点検	市町村に対して、必要な助言・支援